

蟹江町立小中学校保護者 各位

蟹江町教育委員会

蟹江町立小中学校

台風・地震等における児童生徒の登下校について

1 「暴風（雪）警報」が蟹江町、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町及び飛島村（以下「海部地区」という。）のいずれかの市町村に発表された場合

(1) 登校前の場合……自宅待機とします。

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合………平常どおり授業

イ 午前11時00分までに警報が解除された場合………第5時限より授業

ウ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合………当日の授業はなし

○ 上記ア、イの場合でも、浸水、道路・橋の破壊等で登校が危険な場合には、登校する必要はありません。また、学校及び学校周辺の状況等により開始時刻がずれる場合があります。

(2) 登校後の場合

ア 台風の中心位置、進行速度や方向・気象状況等から判断して、安全に帰宅させ得ると認められた場合には、原則として授業を中止して小学校は通学団、中学校は集団で下校させます。（保護者等の迎えを必要とする場合は、別途各学校より「お願い」があります。）

イ 帰宅が困難と認めるか、戸外の通行が危険と認めた場合には、戸外の通行の危険がなくなるまで、校内の安全な場所に避難させています。

2 「大地震（震度5弱以上）」が発生した場合、あるいは、その他の警報（大雨・洪水・大雪警報等）が海部地区のいずれかの市町村に発表された場合

(1) 登校前の場合

浸水、道路・橋の破壊等で登校が危険であると保護者が判断された場合は、登校を見合わせ、安全が確認できたら登校させてください。

(2) 登校後の場合

ア 危険がなくなるまで、校内の安全な場所に待機させます。（保護者等の迎えを必要とする場合は、別途各学校より「お願い」があります。）

イ 気象状況や戸外・通学路の状況から判断し、授業を中止して、通学団で下校させることもあります。

3 「特別警報」が海部地区のいずれかの市町村に発表された場合

(1) 登校前については、解除されるまで休校とします。この場合、解除された時刻と登校の関係については、1の「暴風（雪）警報」の（1）の登校前の場合と同じです。

(2) 登校後については、即刻授業を中止し、児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校待機、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。児童生徒を学校で待機させた場合、情報収集に努め、安全に下校させうると判断できるまでは待機させます。

4 給食について

- ・ 「暴風（雪）警報」の発表が予想され、給食を中止する場合は、事前に連絡をします。

5 その他

(1) これはあくまで原則ですので、下校方法等、学校独自での対応等がある場合は、別途学校長より通知等があります。

(2) きずなネット（携帯メール配信）でも情報提供をしますので、是非ご登録ください。

(3) この印刷物を、家庭のどこか見やすい場所に掲示して、ご利用ください。

学校でも指導の徹底を図りますが、ご家庭でも緊急時の対応について十分話し合いを深めておいてください。（避難場所・緊急連絡先・家庭内での役割分担・ガスや電気の遮断など）